

奈良市公報

号外第11号

平成23年 5月20日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

奈良市長 仲川元庸

目次

条 例

- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 3
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市青年の家交楽館条例を廃止する条例…………… 6
- なら奈良館条例を廃止する条例…………… 6
- 奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市青少年児童会館条例を廃止する条例…………… 10
- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… 11

条 例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月30日

奈良市条例第1号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

西大寺栄町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画西大寺栄町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

西大寺栄町地区整備計画区域	<p>(1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p>
---------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成23年 3月30日揭示済）

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」とい

う。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。第10条を次のように改める。

(部分休業を請求することができない職員)

第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

第11条第1項中「をいう。」を「をいう。非常勤職員

(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)附則第6項
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)附則第5項
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)附則第4項
- (4) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)附則第5項

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13

項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

第3条 奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第5条 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第10条第1項中「環境清美部」を「環境部」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項第1号を次のように改める。

(1) 環境部

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例
奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的及び設置）

第1条 奈良市人権文化のまちづくり条例（平成21年奈良市条例第19号）の趣旨にのっとり、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため、人権文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
奈良市鼓阪人権文化センター	奈良市川上町418番地の1
奈良市佐保人権文化センター	奈良市畑中町4番地の4
奈良市古市人権文化センター	奈良市古市町1,226番地
奈良市杏人権文化センター	奈良市杏町401番地の1

第3条第1号中「人権・同和問題」を「人権問題」に改め、「及び調査研究」を削り、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市子ども医療費の助成に関する条例

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第1条の2を次のように改める。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 就学児 子どものうち乳幼児以外の者をいう。
- (4) 児童 就学児のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改め、「給付」の次に「(就学児(児童を除く。))にあつては、入院に係る給付に限る。」を加える。

第4条、第5条及び第8条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第2条第1項第1号ア中「規定する配偶者のない女子」の次に「又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの若しくは母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条各号に掲げる者」を加え、「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に、「扶養している者」を「扶養しているもの」に改め、同号ウ中「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に改め、「(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)」を削り、「したことのない女子」を「したことのない者」

に改め、同項第2号中「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)
- 3 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号中「奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「各号の一に掲げる法律又は条例」を「各号に掲げるいずれかの法律」に改め、同項第3号を削る。
- 第2条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。
附 則
この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条の規定(第2条第1項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める部分を除く。) 公布の日
(2) 第1条の規定(第2条第1項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日
(3) 第2条の規定 平成24年4月1日

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第10号

- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例
奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。
第7条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。
第8条の3第2号中「法第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5」を「法第72条の4」に改める。
第10条第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第12条の6中「47万円」を「50万円」に改める。

第12条の6の10中「12万円」を「13万円」に改める。

第15条第1項中「日又は特例対象被保険者」を「日又は特例対象被保険者等」に改める。

第16条第1項中「47万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第3項中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「47万円」を「50万円」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

附則第12項を削り、附則第13項を附則第12項とし、附則第14項を附則第13項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条の3、第10条第1項、第15条第1項、第16条(同条第1項第1号の改正規定に限る。)及び附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条(同条第1項第1号の規定を除く。)の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第11号奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する
条例

1 会議室、大会議室及びプレイルーム使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9:00～ 12:30	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
会 議 室 1	円 500	円 600	円 500	円 1,100	円 1,100	円 1,600
会 議 室 2	600	700	600	1,300	1,300	1,900
会 議 室 3	300	400	300	700	700	1,000
大 会 議 室	1,800	2,000	1,800	3,800	3,800	5,600
プ レ イ ル ー ム	400	500	400	900	900	1,300

2 調理室使用料

区 分	午 前	午 後
調 理 室	700円	700円

備考1 午前の使用時間は、9時から14時までのうちの任意の4時間とする。
2 午後の使用時間は、15時から20時までのうちの任意の4時間とする。

別表の3の表を削り、別表の4を同表の3とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第12号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1プールの部屋外プールの款奈良市平城プールの項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市青年の家交楽館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第13号

奈良市青年の家交楽館条例を廃止する条例

奈良市青年の家交楽館条例（昭和51年奈良市条例第41号）は、廃止する。

奈良市男女共同参画センター条例（平成14年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「奈良市三条本町8番1号」を「奈良市西之阪町12番地」に改める。

別表の1の表及び2の表を次のように改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

なら奈良館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第14号

なら奈良館条例を廃止する条例

なら奈良館条例（平成12年奈良市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第15号奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する
条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	560円
	第二種電柱		860円
	第三種電柱		1,200円
	第一種電話柱		500円
	第二種電話柱		800円
	第三種電話柱		1,100円
	その他の柱類		50円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		600円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,000円
	地下に設ける通路		610円

	その他のもの		1,000円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	標識		1本につき1年	800円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円
		その他のもの	1本につき1月	200円
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円
その他のもの		1,000円		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				100円
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める額		

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例(平成12年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表土地占用料の部中	630円	を
	970円	
	1,300円	
	560円	
	900円	
	1,200円	
	1,100円	

560円
860円

1,200円
500円
800円
1,100円
1,000円

に、「130円」を「120円」に、「240

円」を「210円」に、「340円」を「300円」に、「670円」を「600円」に、「110円」を「100円」に、「2,200円」を「2,000円」に、「80円」を「100円」に、「220円」を「270円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第3条 奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占 用 物 件	単 位	期 間	金 額
---------	-----	-----	-----

電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1 本	1 年	560円
	第二種電柱			860円
	第三種電柱			1,200円
	第一種電話柱			500円
	第二種電話柱			800円
	第三種電話柱			1,100円
	その他の柱類			50円
	共架電線その他上空に設けられる線類	1 メートル	1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類			3 円
	地表に設けられる変圧器	1 個	1 年	490円
	地下に設けられる変圧器	1 平方メートル	1 年	300円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1 基	1 年	490円
	変圧塔その他これに類するもの	1 個	1 年	1,000円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1 メートル	1 年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				30円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				45円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				60円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				90円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				120円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				210円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				300円
外径が1メートル以上のもの				600円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1 平方メートル	1 年	610円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個	1 年	420円	
公衆電話所			1,000円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートル	1 月	200円	
標識	1 本	1 年	800円	
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1 平方メートル	1 年	1,000円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1 平方メートル	1 月	200円	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受け

ている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条の規定により河川の占用許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部奈良市立大柳生小学校の項を削り、同部奈良市立相和小学校の項中「奈良市立相和小学校」を「奈良市立興東小学校」に改め、同表幼稚園の部奈良市立狭川幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市青少年児童会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市青少年児童会館条例を廃止する条例

奈良市青少年児童会館条例（昭和42年奈良市条例第9号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長公室」を「総合政策部」に改め、同条第3号中「及び保健福祉部」を「保健福祉部及び子ども未来部」に改め、同条第4号中「企画環境委員会」を「環境消防委員会」に、「企画部、環境清美部」を「環境部」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年6月22日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。ただし、奈良市行政組織条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第48号）による改正前の奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）第2条企画部の部分の第1号に規定する分掌事務に係る所管事務調査事項については、新条例の規定により設置された総務水道委員会の所管事務調査事項とする。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年9月から平成22年3月まで」を「平成23年4月から平成24年3月まで」に、「100分の5」を「100分の10」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月30日揭示済）

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第20号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「80,000円」を「70,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

（平成23年 3月30日揭示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。